

オープンカウンター方式による見積依頼について

関東管区警察局総務監察部会計課

下記とおり見積りを依頼します。

提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税抜き）を提示された事業者を契約の相手方とします。

参加を希望される場合は、留意事項及び別紙見積書記載要領を熟読のうえ、ご質問がある場合は、留意事項2「問い合わせ先」までご連絡ください。

記

1 調達案件名	I P R形署通話装置（卓上据置形）用スピーカーマイクの購入
2 規格等	仕様書のとおり
3 見積書提出期限	令和6年4月23日（火） 17:00

《留意事項》

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 「暴力団排除に関する誓約事項」（別添）について誓約ができる者であること。

2 問い合わせ先

関東管区警察局総務監察部会計課調達係

〒330-9726

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1（さいたま新都心合同庁舎2号館22階）

代表電話番号 048-600-6000

F A X 番号 048-601-5012

アドレス kanto.tyoutatu@npa.go.jp

※ メールを送付頂いた際は、お手数ですが送付後にお電話を頂けますようお願いいたします。

※ 説明等を受けるため直接来庁される場合：事前連絡なしで来庁された場合、担当者が不在である場合がありますので、事前に電話にてご連絡していただいた後、来庁をお願いいたします。

3 見積書の提出場所

(1) 上記2「問い合わせ先」と同じ。

(2) 相当品による見積書の提出を希望する場合、相当品の申請を行い、関東管区警察局から承認を得た後に見積書を提出してください。申請に当たっては、**相当品として申請する物品のカタログ等を見積書提出期限の4営業日前までに持参、郵送、F A X等により提出**してください。

4 見積書の作成及び提出方法

(1) 様式については、各事業者の見積書で構いませんが、**見積書作成年月日、宛名、契約案件名、見積金額、参加者の住所、社名、代表者名の記載及び押印**は必須となります。

※ 押印については、見積書に必要事項を記載することにより省略することもできます。

(2) 見積金額は、特段の指示がない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含めた**総額**を記載してください。

(3) 見積金額の記載にあたっては、消費税額にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税率区分ごとの契約希望金額に110分の100（軽減税率対象にあつては108分の100）を乗じた額（税率ごとに1円未満の端数切り捨て）の合計金額としてください（見積書記載例参照）。

(4) 見積書の提出は、紙媒体による提出の場合、持参、郵送を問わず、締切日時必着とし、郵送される場合は、封筒の表に

「IPR形署通話装置（卓上据置形）用スピーカーマイクの購入 オープンカウンター見積書在中」

と必ず朱書きしてください。

※ 押印省略により作成した見積書に限りメールにより提出することもできます。締切日時については、紙媒体による提出と同様にします。

5 契約の相手方及び契約金額について

(1) 期限までに提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税抜き）を提示された事業者を契約の相手方とします。

(2) 契約金額は、見積書に記載された金額に、消費税区分ごとに100分の110、100分の108を乗じた金額（1円未満の端数が生じた場合は切り捨て）の合計金額となります。

6 見積合わせ結果について

(1) 契約の相手方に決定した事業者の方のみ当方から連絡します。

(2) 見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期限経過後、上記2に問い合わせただければ決定業者及び金額についてお伝えします。

7 契約書等作成の要否

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じて指定の契約書又は請書を作成していただきます。

ただし、契約金額によっては、作成を省略する場合があります。

8 暴力団排除に関する誓約事項

見積書を提出しようとする事業者の方は、見積書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」（別添）に誓約した者とします。

また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなった際は、当該者の提出した見積書を無効とします。

9 その他

(1) 見積書の作成に要する費用等は、参加者の負担とします。

(2) 上記6において、同価の見積が2者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。

(3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約協議を行うことができるものとします。

(4) 仕様書に「相当品可」と記載された案件において、相当品にて見積もる場合は、当管区局の事前の承認が必要となります。

(5) 契約担当官等の都合により、調達を中止する場合があります。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴局の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提出することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて発注元の契約担当官又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降のすべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降すべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するために必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

「見積書記載要領: 課税事業者の場合」
 様式は、各社の見積書で構いませんが、以下のポイントに注意して作成してください。

定価 (税込) を契約希望金額と設定した場合

御見積書

見積書の提出日を記載してください。

宛名は、「関東管区警察局」としてください。

令和 年 月 日

関東管区警察局 殿

下記のとおりお見積もり申し上げます。

消費税抜きの見積額を記載してください。

合計金額 ￥24,000円 (消費税抜)

※押印省略の場合は下記参照

社名
住所
連絡先
代表者職名・代表者名

社印 (赤枠)
代表者印 (赤丸)

件名 ○○○○○○ほか○点の購入

オープンカウンター案件名を記載してください。

社印 (赤枠) と 代表取締役之印 (赤丸) の印2つ
 又は 代表取締役之印 (赤丸) 登記印 1つ

品名	規格	数量	単価	金額	備考
A	△△△△△	2 個	4,400	8,800	軽減
B	□□□□	1 個	10,800	10,800	
C	○○○○	2 個	2,200	4,400	
合計				24,000	

仕様書に記載している「品名」「規格」「数量及び単位」をそのまま記載してください。

※仕様書に「相当品可」と記載のある品目を相当品で見積もる場合は、相当品申請期日中に申請し、可否の判断を得てください。

品目数が多く、別紙等を利用する場合は、割印を押印してください。

定価 (税抜)	見積単価
A (10%) 4,400円	= 4,400円
B (8%) 10,800円	= 10,800円
C (10%) 2,200円	= 2,200円

①契約希望金額の考え方
 ・課税事業者は税込価格

②見積金額の考え方
 (税率10%の契約希望金額) × 100/110 (端数切捨) +
 (税率8%の契約希望金額) × 100/108 (端数切捨)

(記載例の場合)
 14,520 × 100/110 + 11,664 × 100/108 = 24,000
 (13,200) (10,800) (13,200+10,800)

軽減税率対象や非課税対象の品目分かるように記載をお願いします。

課税事業者
 契約希望金額

$13,200 \times 110/100 = 14,520$

$10,800 \times 108/100 = 11,664$

合計26,184

税額ごとに端数を切り捨ててください。

切り捨て後の合計金額。

※押印省略の場合の追加内容
 事務担当者・所属・氏名(フルネーム)・連絡先

記載例
 法人営業部 営業1課 関東 太郎
 連絡先 03-1234-5678
 メール ****@****.co.jp

「見積書記載要領:免税事業者の場合」
 様式は、各社の見積書で構いませんが、以下のポイントに注意して作成してください。

定価（税抜）を契約希望金額と設定した場合

御見積書

見積書の提出日を記載してください。

宛名は、「関東管区警察局」としてください。

令和 年 月 日

関東管区警察局 殿

下記のとおりお見積もり申し上げます。

契約希望金額を税率ごとに除した額の合計を見積額を記載してください。

合計金額 **¥22,000円**

件名 〇〇〇〇〇〇ほか〇点の購入

オープンカウンター案件名を記載してください。

※押印省略の場合は下記参照

社名
住所
連絡先 **社印**
代表者職名・代表者名 **代表者印**

社印 と **代表取締役之印** の印2つ
 又は **代表取締役之印** 登記印 1つ

品名	規格	数量	単価	金額	備考
A	△△△△△	2 個	4,000	8,000	軽減
B	□□□□	1 個	10,000	10,000	
C	〇〇〇〇	2 個	2,000	4,000	
合計				22,000	

仕様書に記載している「品名」「規格」「数量及び単位」をそのまま記載してください。

※仕様書に「相当品可」と記載のある品目を相当品で見積もる場合は、相当品申請期日中に申請し、可否の判断を得てください。

品目数が多く、別紙等を利用する場合は、割印を押印してください。

定価（税抜） 見積単価

A (10%)	4,400円	(100/110)	4,000円
B (8%)	10,800円	(100/108)	10,000円
C (10%)	2,200円	(100/110)	2,000円

①契約希望金額の考え方
 ・免税事業者は消費税額を考慮しない金額の合計額

②見積金額の考え方
 (税率10%の契約希望金額) × 100/110 (端数切捨) +
 (税率8%の契約希望金額) × 100/108 (端数切捨)

(記載例の場合)
 13,200 × 100/110 + 10,800 × 100/108 = 22,000
 (12,000) (10,000) (12,000+10,000)

軽減税率対象や非課税対象の品目分かるように記載をお願いします。

免税事業者
 契約希望金額 **12,000 × 110/100 = 13,200**
 10,000 × 108/100 = 10,800
 合計24,000

税額ごとに端数を切り捨ててください。

切り捨て後の合計金額。

※押印省略の場合の追加内容
 事務担当者・所属・氏名(フルネーム)・連絡先

記載例
 法人営業部 営業1課 関東 太郎
 連絡先 03-1234-5678
 メール ****@****.co.jp

仕 様 書

1 件名

IPR形署通話装置（卓上据置形）用スピーカマイクの購入

2 品名・規格・数量等

品目	メーカー・規格等	数量
IPR形署通話装置（卓上据置形）用スピーカマイク	三菱電機(株)・RSAK-M4475-G06	5個

3 納入期限

令和7年3月26日（水）

4 納入場所

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館24階
関東管区警察局 情報通信部 通信庶務課 資材係

5 一般適用事項

- (1) この仕様書は、業務の実施方法の概要を示すものであるから、業務の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、軽微な部分で記載のない事項でも、自然付帯の業務等詳細については、担当職員の指示に従うこと。
- (2) 業務の実施にあたっては、法令、条例及び規則、担当職員の指示並びに庁舎管理上の定められた注意事項を遵守し、施設、人員、備品等に対し、損害を与えないように必要な措置を行うこと。
- (3) 第三者に損害を与えないよう十分考慮するとともに、万が一損害を与えたとき、又は損害を与える恐れのあるときは、直ちに担当職員の指示を受け、現状に復旧させる又は養生等を行うこと。
- (4) 庁舎管理者の指示を受け、服装・名札・腕章等の着用により、請負者の作業員であることを明らかにして認識できるようにすること。
- (5) 請負者は仕様等について疑義のあるときは、担当職員に説明を求めるとし、見積書又は入札書の提出後、仕様等の不明を理由に異議を申し立てることはできない。

6 搬入

- (1) 搬入は、官庁勤務時間（平日8:30から17:15）に行うこととし、搬入の1週間以上前に担当職員に連絡すること。
- (2) 搬入する車両は、納入場所の庁舎管理者が認める車種とし、環境負荷低減に配慮されたものであること。
- (3) 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

7 検査

- (1) 確認・検査は、関東管区警察局検査官立ち合いの上、行うものとし、検査は納入する全ての物品に対して行うものとする。
- (2) 納入時には、納入場所ごとに納品書を提出すること。